

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1763号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（規則第6-1093号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
第2条 <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第1号</u> 及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第2条 <u>一般職員給与条例第24条の3第2項及び市町村立学校職員給与条例第25条第2項</u> の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 管理職手当に関する規則（規則第6-118号）別表第1に掲げる職（委員会が承認する職を含む。 <u>以下同じ。</u> ）を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ （略）	(1) 管理職手当に関する規則（規則第6-118号）別表第1に掲げる職（委員会が承認する職を含む。）を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～オ （略）
(2)・(3) （略）	(2)・(3) （略）
2 <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第1号</u> 及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。	2 <u>一般職員給与条例第24条の3第2項</u> ただし書及び市町村立学校職員給与条例第25条第2項 <u>ただし書</u> の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
第3条 <u>一般職員給与条例第24条の3第3項第2号</u> 及び市町村立学校職員給与条例第25条第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該職員の占める管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職に係る区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1) <u>1種</u> 6,000円	
(2) <u>2種及び3種</u> 5,000円	
(3) <u>4種及び5種</u> 4,000円	
(4) <u>6種</u> 3,000円	
(5) <u>7種</u> 2,000円	
2 <u>一般職員給与条例第24条の3第1項</u> の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員又は市町村立学校職員給与条例第25条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職	

員には、その引き続き勤務に係る一般職員給与条例第24条の3第2項又は市町村立学校職員給与条例第25条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(管理職員特別勤務手当整理簿)

第4条 (略)

(雑則)

第5条 (略)

(管理職員特別勤務手当整理簿)

第3条 (略)

(雑則)

第4条 (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。